

湯河原まちづくり寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原まちづくり寄附条例(平成21年湯河原町条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受け入れ等)

第2条 条例第1条に規定する寄附金の受け入れは、湯河原まちづくり寄附申込書(様式第1号)により行うものとする。ただし、町長は、事情により他の方法により寄附金の受け入れを行うことができる。

2 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受け入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受け入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に認めるとき。

3 町長は、前項に規定する取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第3条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、湯河原まちづくり寄附金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第4条 条例第10条の規定による運用状況の公表は、町の広報紙及びホームページ等に掲載して行うものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

湯河原まちづくり寄附申込書

年 月 日

湯河原町長 様

寄附申込者

住 所（〒 - ）

（フリガナ）

氏 名

電話番号（ ）

（御記入いただきました個人情報、この寄附に関する業務以外には使用いたしません。）

次のとおり、湯河原町に対してまちづくりの応援として寄附をします。

1 寄附金額 金 円

2 寄附する時期 年 月 日

3 寄附金の使途（希望される使途に 印をお願いいたします。なお、御記入いただけない場合は、町長が指定することになります。）

- (1) 福祉又は健康に関する事業
- (2) 教育、文化又はスポーツに関する事業
- (3) 自然、環境又は景観の保全に関する事業
- (4) 観光、商工又は産業の振興に関する事業
- (5) 安心・安全なまちづくりに関する事業
- (6) その他寄附者が特定する事業で町長が必要と認める事業

4 町広報紙、ホームページ等への公表（該当する項目に 印をお願いいたします。なお、寄附金額及び寄附金の使途につきましては、公表させていただきます。）

- (1) 氏名及び住所（都道府県、市町村名のみ）を公表
- (2) 氏名のみ公表
- (3) 住所（都道府県、市町村名のみ）のみ公表
- (4) (1)～(3)は希望しない

5 通信欄（湯河原町に対するメッセージや御意見がありましたら、お書きください。）

（事務担当： ）

